



# しあわせへの道

令和5年12月発行 第123号  
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



## 12月4日～10日は 人権週間 です



国連では、昭和23年（1948年）12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と定めています。この人権デーを含む12月4日から10日の1週間を「人権週間」としています。

現在においてもなお、女性蔑視や、子どもへの虐待、インターネットでの誹謗中傷やいじめ、企業におけるハラスメントなど、あらゆる「人権」が脅かされています。

令和7年（2025年）に、日本国際博覧会（万博）が開催されます。日本人の権利状況に対する国際的な関心が高まる中、今一度、人権に対する理解を深め、すべての人々が尊重される社会の実現をめざす必要があります。

人権週間を機会に、今一度お互いの人権を尊重し合えているかどうか考えてみませんか。

**pick up**

### 特設人権相談窓口を開設します



日 時 12月14日（木）午後1時～3時（1人50分まで）

場 所 熊取町役場東館2階相談室

相談員 人権擁護委員

予約優先  
(匿名でも受付  
しています)

無料相談

人権・女性活躍推進課 ☎072-452-1004 ※電話相談可



### 宅地建物取引業人権推進員制度

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。

人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。



大阪府ホームページ

問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課

電話：06-6210-9734



### 人権ポスター展を開催

12月1日（金）から24日（日）まで、図書館において町立小中学校の児童生徒が描いた人権に関するポスターを展示しています。

昨年の展示のようす

## 人権擁護委員からのひと言

令 和2年（2020年）1月15日、日本でコロナ感染者が確認され、その後、私たちの生活が大きく変わりました。感染防止手段としてのマスク着用、手指消毒等に加え、外出を控え、他の人と一定の間隔を取るなど自由がままならない状況になり、テレワークやリモート授業が普及し、子どもたちも含めたインターネットの利用が短期間で大幅に増えました。

また、それとともに、これまで問題となっていたSNS、動画サイトでの誹謗中傷、デマの配信や拡散、個人情報の流出等、インターネット上での人権侵害についても、よく見聞きするようになり、昨年国が行った人権問題に関する

世論調査では、「インターネットの問題」が関心のある人権問題のトップになっています。

一方で、被害者や被害者企業の救済が進むようにプロバイダ責任制限法が改正施行され、インターネット上の誹謗中傷対策として侮辱罪を厳罰化、現行の懲役や罰金刑の対象とする改正刑法も成立するなど、インターネット上での、人権擁護をめぐる法整備の動きは目覚ましいものがあるように感じます。

しかし人間（ひと）は親しい人などと食事をすると、おいしさを高めるという研究結果もあるそうで、そういう感性を持っていると思います。

私は、人と人が交流し、お互いの人権感覚を高め合える社会であってほしいと願っています。

（人権擁護委員：前田 美穂子）

## 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう



北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

## お気軽にご相談ください

### ■町の相談窓口

#### 人権相談(女性相談含む・電話相談可)

場所：熊取町役場東館2階相談室

日時：毎月第1～4木曜日 午後1時～3時  
(祝日・年末年始は除く)

※1人50分までとさせていただきます。

※第1木曜日は女性限定相談日

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談

※第2木曜日は人権擁護委員による相談

人権・女性活躍推進課 ☎452-1004（直通）

予約優先

（匿名でも受付しています）



### ■大阪法務局の人権相談(手紙・電話相談可)

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所（大阪法務局岸和田支局）

☎072-438-6501

②みんなの人権110番（全国共通）

☎0570-003-110

③子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

☎0120-007-110

④女性の人権ホットライン（全国共通）

☎0570-070-810

他にも、インターネット人権相談窓口があります。

（法務省インターネット人権相談受付窓口ページ）→

